（固定資産税に関する経過措置）

第四条　新令附則第十一条第十一項の規定は、平成二十二年七月一日以後に取得される同項に規定する事業所の事業の用に供する家屋に対して課すべき平成二十三年度以後の年度分の固定資産税について適用し、同日前に取得された旧令附則第十一条第十七項に規定する事業所の事業の用に供する家屋に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

2　新令附則第十一条第二十一項の規定は、施行日以後に新設される同項に規定する設備に対して課すべき平成二十三年度以後の年度分の固定資産税について適用し、施行日前に新設された旧令附則第十一条第二十七項及び第二十八項に規定する設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

3　新令附則第十一条第四十九項の規定は、施行日以後に新設される同項に規定する設備に対して課すべき平成二十三年度以後の年度分の固定資産税について適用し、施行日前に新設された旧令附則第十一条第六十五項に規定する設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

（市町村たばこ税に関する経過措置）

第五条　地方税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第四号）附則第十二条第三項の規定による申告書の提出について、当該申告書の提出期限後にその提出があった場合における新令第五十三条の五の規定の適用については、同条第二号イ中「当該納付すべき税額に係る法第四百七十三条第一項又は第二項の納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限）とあり、及び同号ロ中「当該申告書の提出があつた日」とあるのは、「当該納付すべき税額に係る地方税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第四号）附則第十二条第五項の納期限」とする。

（事業所税に関する経過措置）

第六条　新令第五十六条の六十八の規定は、平成二十二年七月一日以後に終了する事業年度分の法人の事業及び平成二十二年以後の年分の個人の事業（同日前に廃止された個人の事業を除く。）に対して課すべき事業所税について適用し、旧令第五十六条の六十八に規定する事業所等において行う事業のうち、同日前に終了した事業年度分の法人の事業並びに平成二十二年前の年分の個人の事業及び平成二十二年分の個人の事業で同日前に廃止されたものに対して課する事業所税については、なお従前の例による。

（国民健康保険税に関する経過措置）

第七条　新令第五十六条の八十八の二第一項及び第二項の規定は、平成二十二年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成二十一年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

（国税収納金整理資金に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置）

第八条　第二条の規定による改正後の国税収納金整理資金に関する法律施行令附則第三項の規定は、平成二十二年度に所属する自動車重量税に係る歳入への組入金から適用し、平成二十一年度に所属する自動車重量税に係る歳入への組入金については、なお従前の例による。

（租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律施行令の一部改正）

第九条　租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律施行令（昭和六十二年政令第三百三十五号）の一部を次のように改正する。

第二条の五中「同項第二号イ」を「同項第二号」に改める。

総務大臣　原口　一博
財務大臣　菅　**直**人
内閣総理大臣　鳩山由紀夫

地方交付税法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十二年三月三十一日

内閣総理大臣　鳩山由紀夫

政令第四十六号

地方交付税法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令

内閣は、地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第五号）の施行に伴い、並びに地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）第五条の四第一項第一号及び第二号、第三十二条の二並びに第三十三条の九第一項、災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第百二条第一項並びに地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律（平成十一年法律第十七号）第十二条の規定に基づき、この政令を制定する。

（地方財政法施行令の一部改正）

第一条　地方財政法施行令（昭和二十三年政令第二百六十七号）の一部を次のように改正する。

附則第二条第一項中「第五項」を「第四項」に、「二十億円」を「四十億円」に改め、「収益の額から」の下に「七千万円を控除した額（第四項において「調整後収益額」という。）から」を加え、「第四項」を「第三項」に改め、同条第二項に次の一号を加える。

八　平成二十三年度から平成二十七年度までの各年度　千分の十

附則第二条第三項を削り、同条第四項中「収益率」を「調整後収益率」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項第二号を削り、同項第三号中「収益率」を「調整後収益率」に、「公営競技の収益の額」を「調整後収益額」に改め、同号を同項第二号とし、同項第四号を同項第三号とし、同項を同条第四項とし、同条第六項中「（第三項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」を削り、同項を同条第五項とし、同条に次の一項を加える。

6　前項の規定にかかわらず、施行団体は、当分の間、同項の納付金の額を公営競技が行われた年度後三年度内の各年度に均等に分割して当該各年度の十一月三十日までに納付することができる。

附則第六条第三項を次のように改める。

3　法第三十三条の九第一項の規定による繰上償還の申出を行う地方公共団体が、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成十九年法律第九十四号）第四条第一項に規定する財政健全化計画又は同法第八条第一項に規定する財政再生計画を定めている場合にはこれらの計画を第一項第一号及び第二号に定める事項を定めた行政の簡素化等に関する計画と、同法第二十三条第一項に規定する経営健全化計画を定めている場合には当該計画を第一項第二号に定める事項を定めた行政の簡素化等に関する計画と、それぞれみなして、法第三十三条の九第一項の規定を適用する。

附則第七条第三項中「総務大臣及び財務大臣は、」を削り、「公営企業金融公庫の資金であるときは、遅滞なく、公営企業金融公庫に対し」を「法第三十三条の九第一項に規定する旧簡易生命保険資金（次項において「旧簡易生命保険資金」という。）であるときは総務大臣は独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構に対し、当該繰上償還に係る資金が同条第一項に規定する旧公営企業金融公庫資金（次項において「旧公営企業金融公庫資金」という。）であるときは総務大臣及び財務大臣は地方公共団体金融機構に対し、それぞれ、遅滞なく」に改め、同条第四項中「公営企業金融公庫の資金である場合にあつては公営企業金融公庫」を「旧簡易生命保険資金である場合にあつては独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構に、当該繰上償還に係る資金が旧公営企業金融公庫資金である場合にあつては地方公共団体金融機構」に改める。

附則第九条及び第十条を削る。

附則第十条の二中「附則第十二条第二項及び第十五条の二」を「附則第十二条第一項及び第十五条」に改め、同条を附則第九条とし、同条の次に次の一条を加える。

（平成二十三年度における赤字により起債許可団体となる額の特例）

第十条　平成二十三年度における第八条第二項の規定の適用については、同項中「第十三条各号」とあるのは、「附則第十二条第二項及び第十六条の規定により読み替えられた第十三条各号」とする。

附則第十一条（見出しを含む。）中「平成二十三年度」を「平成二十四年度」に改める。

附則第十二条第一項を削り、同条第二項中「並びに」の下に「地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第五号）第三条の規定による改正前の」を加え、同項を同条第一項とし、同条に次の一項を加える。

2　平成二十二年度における第十三条の規定の適用については、同条第一号イ及び第二号から第五号までの規定中「相当する額並びに」とあるのは「相当する額、」と、「の合算額」とあるのは「並びに法第三十三条の五の二第一項の規定により起こすことができることとされた地方債の額の合算額」とする。